

信州食べきりキャンペーン事業仕様書（案）

この仕様書は、長野県環境部資源循環推進課（以下「委託者」という。）が行う信州食べきりキャンペーン事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託名

信州食べきりキャンペーン事業

2 目的

日本の食品ロス[※]発生量は令和5年度推計で464万トン（農林水産省、環境省公表）。そのうち事業系食品ロスは231万トンとなっている。

事業系食品ロスは食品の製造から消費に至るまで様々な段階で発生しているが、外食産業では食品廃棄物に占める食品ロスの割合が高く（約60%）外食産業の食品ロスは約66万tである。それによる温室効果ガス排出量は149万t-CO₂とされており、食品ロスの削減は廃棄物削減だけでなく2050ゼロカーボンにとっても課題の達成に寄与する。

食べ残し等の削減に向け、事業者だけでなく消費者を含めて、一層の取組が必要である。

このため、外食産業に焦点を当て、飲食店利用者が飲食時に食べきった場合（持ち帰りを含む）にメリットを付与する事業を展開することにより、外食産業における食品ロスの削減を推進する。

飲食店においては本事業に参加することにより、利用者の増加、食品ロス削減による経費削減、廃棄物削減による環境への貢献等のメリットが期待できる。

※食品ロス：本来、食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと

3 委託業務概要

(1) 概要

受託者は県内の飲食店向けに事業を展開するため信州食べきりキャンペーン事業（以下、「本事業」という。）に関する企画提案から参加事業者の募集、消費者向け広報、運営の一切を実施する。

飲食店での飲食時に食べきり（持ち帰りを含む）等を促すため、多くの事業者が本事業に参加できるよう募集に努めるとともに、飲食店利用者がメリットを受けられる仕組みを構築し、専用ウェブページで飲食店情報等を確認できるようにした上で、消費者に本事業を利用してもらうために実施期間や実施店舗等について広報を行う。

(2) 対象地域

長野県内

(3) 内容

以下の内容を踏まえ、詳細は企画提案内容を基に、委託者及び受託者の協議により決定すること。

- ア 参加事業者の募集
- イ インセンティブコンテンツの作成及び運営
- ウ 専用ウェブページの作成及び運営
- エ 消費者及び飲食店事業者等に向けた事業の広報
- オ 効果測定

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

(5) スケジュール

契約締結後から：広報準備

令和8年（2026年）8～9月：広報実施、参加事業者の募集

令和8年（2026年）10月～令和9年（2027年）1月：キャンペーン実施期間（広報、コンテンツの運営）

令和9年（2027年）2～3月：効果検証の実施、報告

4 業務内容

(1) 参加事業者の募集

本事業に参加する飲食店事業者（以下、「協力店」という。）を募集すること。

ア 募集対象

県内の飲食店事業者に募集をかけること。（目標：キャンペーン協力店数300店舗以上）

イ 募集について

(ア) 受託者の既存ネットワーク等を活用し、飲食店事業者に郵送、電話等により募集を行うこと。

(イ) 4（3）による専用ウェブページからも参加申請をできるようにすること。

(ウ) 協力店のオペレーションや事業のスキーム等を説明する資料を作成すること。

ウ 利用者のインセンティブと協力店のメリットについて

協力店及び利用者双方に使いやすいものとして、紙及び電子媒体で併用可能なものとする。

(ア) 以下のスキーム（案）で利用者のインセンティブ及び協力店のメリットを作成し、実施すること。

a 協力店で完食した利用者にチケットを配布。

b 協力店でチケットを提示すると、協力店に応じたサービス（割引等）を受けることができる。

c チケットを複数枚集めることで、プレゼントキャンペーンに応募することができる。

(イ) 上記(ア)に限らず、より多くの飲食店の参加が見込めるメリットがある場合は受託者の提案を基に、委託者及び受託者の協議により決定し、実施すること。提案に当たっては、次の点に留意すること。

a 事業企画にあたっては、幅広い年代の利用者が利用参加しやすいものとし、食べ残しの発生量を減少させる内容とする。

b 可能な限り協力店に対して、メリット（次回来店機会の創出等）となるものとする。

c インセンティブの内容を協力店が選択できるように複数用意すること。

d インセンティブとなる景品代や発送費用等が必要な場合は委託料の中に含めること。

e インセンティブの配布又は発送等は履行期間内に完了すること。

エ 募集期間

契約締結の日から令和8年9月11日（金）まで募集を行うこと。

目標に満たない場合は追加で募集を行うこと。

オ 協力店について、キャンペーン開始日の（土日祝日を除く）7日前までに以下の内容を記載した協力店の一覧を委託者へ報告すること。なお、前述の期日以降に申込のあった店舗については5

(3) により報告すること。

(ア) 事業者名、所在地、業態、代表者氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(イ) 食品ロス削減に関する取組内容（協力店ごと）

(ウ) インセンティブ内容（協力店ごと）

(2) インセンティブコンテンツの作成及び運営

ア 概要

(1) ウにおいて提案したインセンティブを利用者へ提供するまでのコンテンツ及び活用方法を受託者の提案を基に、委託者及び受託者の協議により決定すること。（例：ハッシュタグキャンペーンを行い、当せん者に景品の送付を行う。紙媒体と電子媒体の併用可能な次回割引券等の特典チケットを配布。店舗に設置した二次元コードを読み取るデジタルスタンプラリー方式等）

イ キャンペーン実施期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）まで

(ア) チケット配布期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月17日（日）まで

(イ) チケット利用期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）まで

ウ 受託者は、コンテンツの提案にあたり、次の点に留意すること。

(ア) 事業企画にあたっては、幅広い年代が参加しやすいこと。

(イ) 可能な限り参加事業者に対して、メリット（次回来店機会の創出等）となるものとする。

(ウ) インセンティブとなる景品代や発送費用等が必要な場合は委託料の中を含めること。

(3) 専用ウェブページの作成及び運営

本事業を紹介する専用ウェブページについて受託者の提案を基に、委託者及び受託者の協議により決定し、受託者側が作成・運営すること。

ア 内容

(ア) 飲食店事業者が本事業に参加できるよう参加申請フォーム等を掲載すること。

(イ) 協力店が実施する食品ロス削減に関する取組内容が利用者に伝わることを目的とし、利用者が利用しやすいものとする。

(ウ) 作成するウェブページに協力店の一覧を作り、各協力店の公式 HP 等へのリンクを掲載すること。

(エ) 協力店をカテゴリ別（地域別、業態別、取組内容別等）に、検索できるようにすること。

（例：サイズ（量）の変更やテイクアウトの可否、持ち帰り容器の用意など）

(オ) 各協力店の位置を地図上に表示し、現在地から位置情報等を確認できるようにすること。

(カ) 上記に加え、食品ロスの現状が伝わる内容を記載すること。

イ 掲載期間

令和8年8月3日（月）から令和9年1月31日（日）まで

ウ 受託者は、ウェブページの作成・運営にあたり、次の点に留意すること。

(ア) 作成するウェブページはPC、携帯用端末（スマートフォン、タブレット等）の各デバイスに対応すること。

(イ) 受託者側でサーバーを用意すること。

- (ウ) 協力店や事業内容に変更が生じた場合、随時更新すること。
- (エ) 委託者が指定する長野県公式ホームページ等へのリンクを掲載すること。
- (オ) ウェブページ作成に当たって必要な画像やイラストは、両者協議のうえ、基本的に受託者が用意するものとする。
- (カ) 専用ウェブページのコンテンツの内容を、メディアが有する様々な広告媒体に取り上げてもらえるよう工夫すること。
- (キ) アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 準拠)
- (ク) サーバーの仕様について、「Xserver Business」と同等以上とすること
- (ケ) ドメインについて、外部サイトとの連携を考慮したものとする。
- (コ) SSL について、導入すること。
- (サ) Google 等の検索エンジンにおいて、上位で検索されるように設定すること。
- (シ) 使用素材について、ウェブページの作成に必要な画像等は提供、購入及び撮影等により用意すること。
- (ス) 掲載期間の1週間前までに電子媒体等により送付し、事前に委託者の内容確認を受けること。

エ 仕様の詳細

項目	内容
事業内容	食品ロス削減の意義及び本キャンペーンの内容をわかりやすく表示すること。
事業者募集	ウェブページから飲食店事業者が参加申請をできるようにすること。
問合せ	問合せフォーム等を設置し、利用者の利便性向上に努めること。
リンク	リンク掲載やバナー等を用いて、各関連サイトへ遷移可能にすること。
シェア機能	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページ及び協力店情報等を SNS (LINE、Facebook、X 及び Instagram) 等で投稿可能にすること。 ・SNS のアイコン等をクリックすることで投稿及び共有を即座に可能にする機能を持たせること。

(4) 消費者及び飲食店事業者等に向けた事業の広報

本事業を消費者及び飲食店事業者等に認知してもらうために実施期間や実施店舗、4 (3) で作成したウェブページ等を広報するにあたり、効果的な広報媒体及び内容等を受託者の提案を基に、委託者及び受託者の協議により決定すること。

ア Web 広告及びその他の広告等の作成

(ア) Web 広告

SNS 広告 (YouTube、Instagram など) 等の媒体から効果的なものを提案し、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

- (イ) 協力店が店頭などで周知するためのポスター及びチラシ等の広告を作成し、配布すること。
- (ウ) 店内でキャンペーンの内容が分かる掲示物 (卓上ポップ等) 作成し、配布すること。
- (エ) その他

(ア)、(イ)及び(ウ)以外に紙面等による広告やテレビCM、駅広告やデジタルサイネージ等、受託者が提案可能で目的の達成に効果的と考えられる広報手法がある場合は提案すること。

イ Web 広告及びその他の広告等による広報の実施

(ア) 広報の実施

上記アにより作成した広告及びその他の広告等はそれぞれの広報期間の開始日 1 週間前までに電子媒体等により送付し、事前に委託者の内容確認を受けること。

委託者の了解を得た上で、4 (3) で作成したウェブページを含む広報を実施すること。

(イ) 広報媒体及び回数

提案金額の範囲内で本業務の目的の達成に効果的と考えられる広告回数、広告媒体、広告の種類をそれぞれ受託者の提案を基に、委託者及び受託者の協議により決定すること。

(ウ) 広報期間

令和 8 年 8 月 3 日 (月) から令和 9 年 1 月 31 日 (日) まで随時実施し、以下の期間においては重点的に広報を行うものとする。

a 事前周知期間

令和 8 年 8 月 17 日 (月) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) までの間で随時実施。

b キャンペーン開始期間

令和 8 年 10 月 1 日 (木) から令和 8 年 10 月 31 日 (土) までの間で随時実施。

c 忘新年会期間

令和 8 年 12 月 1 日 (火) から令和 8 年 12 月 31 日 (木) までの間で随時実施。

ウ 受託者は、広告の作成にあたり、次の点に留意すること。

(ア) 広告の中には、長野県 PR キャラクター「アルクマ」(受託者から長野県観光スポーツ部への申請が必要) を入れること。

(イ) 制作した広告は通常のパソコンで閲覧可能な形式とすること。

エ 仕様の詳細

項目	内容
広報動画作成	・ 事前周知期間、キャンペーン開始期間及び忘新年会期間のそれぞれについて作成すること。 ・ 広報媒体に沿って最も効果が期待できる動画時間 (5 秒、15 秒、30 秒等) とすること。
SNS 広告	YouTube、Instagram 及び Facebook 等を活用し、世代、地域に応じた効果的な広報を行うこと。
ポスター、チラシ	店舗内や屋外に掲示し、全年齢層に訴求効果のあるポスターやチラシを制作し、幅広く広報を行うこと。
新聞・雑誌広告等	新聞や雑誌等の紙面にて、キャンペーンの特集記事・広告等を掲載することにより効果的な広報を行うこと。
長野県広報パートナー	県内に密着したグルメ情報系インフルエンサーを起用し、SNS (Instagram 等) を活用した広報を行うこと。
その他	その他、効果が期待できるものがあれば、活用し広報を行うこと。

(5) 効果検証の実施

以下の項目について、協力店にアンケート調査等を行い、結果を委託者に報告すること。

なお、電子チケット、スタンプラリー等のデジタル機能を使用した場合は、当該機能から得られる利用者数等の情報についても委託者に報告すること。

- ア 食べ残し量の変化（協力店からの報告）
- イ 利用者数の集計
- ウ 事業実施前後の意識変化の把握
- エ 事業に対する意見等
- オ 専用ウェブページのアクセス数等のデータ

5 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況等を報告すること。
- (3) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、以下の書類を添え委託業務完了報告書を委託者に提出すること。
 - ・広報の実施確認書
 - ・特典配布状況確認書
 - ・最終的な協力店情報の一覧
 - ・その他、県が必要と認める書類

6 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、各業務の留意点を十分踏まえ一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施内容とする。
- (2) 業務実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

7 その他

- (1) 本事業の成果等は他者に著作権があるものを除き県に帰属します。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、権利留保物という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
 - キ 受託者は成果品（業務の遂行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写さ

せ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
(4) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。

【事業イメージ】

